

手 数 料 表

1 届出制手数料

求職者が求人者からの内定を承諾し、書面もしくは口頭にて就職が決定した時は、求人者から次の額の紹介手数料を申し受ける。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約（各種契約含む）期間中の月に支払われる賃金を平均したものに 12 を乗じた算出基礎額（内定書や労働条件通知書、業務委託契約等に記載されている額）の <u>30%</u> <u>振込手数料は求人者負担とします。</u>

(注) 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

(注) 求職者が求人企業に就職後、求職者の都合により 90 日未満に退職した場合には全額返還します。

旭川市 4 条通 8 丁目

旭川信用金庫

電話 (0166) 26-1175

旭川市 1 条通 8 丁目 108 番地フィール旭川 2 階

トライアルワークセンター 電話 (0166) 76-1203

代表 武田 智明